

令和 8 年第 2 回辰野町議会定例会会議録（16 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 8 年 3 月 17 日 午後 2 時 00 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 14 名

1 番	樋 口 博 美	2 番	林 政 美
3 番	牛 丸 圭 也	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	古 村 幹 夫	6 番	松 澤 千代子
7 番	栗 林 俊 彦	8 番	高 木 智 香
9 番	小 澤 睦 美	10 番	本 田 光 陽
11 番	向 山 光	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 会議事項

日程第 1	議案第 11 号	辰野町宿泊税交付金基金条例の制定について
	議案第 12 号	辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 13 号	辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 14 号	辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	議案第 15 号	辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第 10 号	辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 17 号	辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第 18 号	辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について
	議案第 19 号	辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 号	令和 8 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費
	議案第 2 号	令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算
	議案第 3 号	令和 8 年度辰野町下水道事業会計予算
	議案第 8 号	令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
日程第 4	議案第 1 号	令和 8 年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費

- 議案第 4 号 令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算
 議案第 5 号 令和 8 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第 6 号 令和 8 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7 号 令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算
 議案第 9 号 令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第 5 議案第 21 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
 日程第 6 議案第 24 号 令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 7 議案第 26 号 辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について
 日程第 8 請願・陳情についての委員長報告
 日程第 9 追加提出議案の審議について
 議案第 27 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）
 日程第 10 議会閉会中の委員会の継続審査について
 日程第 11 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	中 谷 俊 禎
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	三 浦 秀 治	まちづくり政策課長	高 津 稔
D X ・ 地方創生担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	矢 島 秀 教	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	丸 山 貴 之	商工観光担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	竹 村 智 博	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	原 梢

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番	林 政 美
議席 第 3 番	牛 丸 圭 也

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

舟橋議長から家族の事情により欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。定足数に達しておりますので、令和8年第2回定例会第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第11号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定について、議案第12号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第15号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について、以上5議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長小林テル子議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（小林）

令和8年3月定例会条例審査報告、令和8年3月17日、総務産業常任委員会委員長小林テル子。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案第11号、12号、13号、14号、15号の審査結果を報告いたします。3月11日、12日総務産業常任委員会室において委員全員出席で、担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第11号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定については、長野県宿泊税条例(令和7年長野県条例第23号)が施行され、長野県宿泊税市町村交付金が交付されることに伴い、町の観光振興等に必要な経費の財源を当面基金として積み立てておくため、地方自治法第241条(昭和22年法律第65号)に基づき、条例を制定するものと説明を受けました。主な質疑は「基金の積立期間は設けられているのか」の問いに「基金への積み立ては2年間までであり、その期間内での活用計画が必要」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第12号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則における管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯改定に伴い、条例の一部を改正するものと説明を受けました。主な質疑はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第13号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の処遇改善を図るために、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。主な質疑は「会計年度任用職員の応募で苦労があるのでは」との問いに「職種によっては2次募集、3次募集をしても集まらない実態も

ある」との答弁でした。「会計年度任用職員の更なる処遇改善が必要なのでは」の意見がありました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第14号、辰野町消防団員公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものと説明を受けました。特筆する質疑はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第15号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例については、町民の多様化する移動ニーズに対応するために、辰野町営バス飯沼線の運行方式を見直し、試行運転を実施したところ、一定の利用者を確保したことから、本格運行へと移行するとともに、辰野町営バス川島線においても運賃体系の改定を行い、辰野町営バスの更なる利用促進を図るため、条例の一部を改正するものと説明を受けました。主な質疑は「4月から新運賃、新停留所で実施するとして、利用者への周知は間に合うのか」の問いに「4月施行に対して周知は遅れている。チラシを作成し、利用者には周知を図る」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに、議案第11号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第11号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第12号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 13 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 14 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 15 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 10 号、辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 17 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第 18 号、辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、以上 4 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長松澤千代子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（松澤）

それでは条例審査の報告をいたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第 10 号、17 号、18 号及び 19 号の審査結果を報告いたします。3 月 11 日、12 日の 2 日間、福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、担当課職員に詳細な内容説明を求め審査を行いました。議案第 10 号、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の児童福祉法第 34 条の 16 の規定に基づき、乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定するものです。辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、対象となる乳児を生後 6 箇月から 3 歳未満児と定義し、子どもの人権尊重やプライバシー保護のための守秘義務、安全な業務遂行に関する基準等を定めています。本案について特段の質疑はありませんでした。採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 17 号、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の新設及び県標準化税率に合わせた税率に改正するため、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。税率については、議案第 4 号、国民健康保険特別会計と同じ趣旨の反対意見が出されました。採決の結果、賛成 5、反対 1 となり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 18 号、辰野町子育て支援センターつどいの広場をたつのパークセンターふれあい内に移転し、所在地を変更するものです。本案について特段の質疑はありませんでした。採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 19 号、辰野町子育て支援センターつどいの広場をたつのパークセンターふれあい内、1 階ふれあいホールへ移転することに伴い、関係する使用料条例の一部を改正するものです。本案について特段の質疑はありませんでした。採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに議案第 10 号、辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りい

たします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号、辰野町乳児等通院支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第17号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

○向山(11番)

ただいまの委員長報告について質問をしたいと思います。今回の条例で定めている国保税は目的税であります。子ども・子育て支援納付金の新設は、この目的税に逸脱するものではないかというような視点での質疑、討論があったのかお聞きします。

○福祉教育常任委員長(松澤)

はい。その件につきましては、特段質疑はありませんでした。以上です。

○向山(11番)

それでは改めてですね、この目的税であるというような趣旨での町からの説明はあったのかお聞きします。

○福祉教育常任委員長(松澤)

それもありませんでした。質問する人はなく、答えることもありませんでしたので。

○向山(11番)

私がなぜ今、二つにわたって質問をしたかについて少し説明させていただきたいと思います。地方税法第4章、目的税、第7節で地方税としての目的税について定めています。辰野町で該当するのは都市計画税やら入湯税もありますが、この国保税もその中に入ります。国保運営の費用に充てるための財源というふうに使途が限定されています。これまでもこの国保税の中には、高齢者医療や介護保険それから介護保険に関する拠出に充てられていう規定もあります。しかし、今回の子ども・子育て支援納付金は、これまでのものと性格が大きく違うというふうに私は考えます。財政民主主義という言葉があります。税を集めることこれは国や地方自治体の最も権力的な側面がでているものであります。だからこそ、税制度やそれに基づく予算については特に議会のチェックが必要である、こういう考え方になるかと思います。目的税として制

度が成り立っている国保税に、その目的から逸れたものを盛り込む等については、問題であるというふうに私は考えます。国の都合で税の基本原則が変えられれば国の都合によって、財源確保がどんどん制度が変えられ進められていく、そういう恐れがあるわけです。今回の場合、国の法律で決まってしまったものでありますから、私はここで敢えて反対はしませんけれども、このような国による地方の財政民主主義を侵すような動きについては、議会としても十分に注目し注視していかなければならないんだろうというふうに思います。今回の審議の中でそういう財政民主主義及び目的税について十分な審議がなされなかったこと、町から説明がなかったことは極めて残念であります。討論をするものではありませんので、意見を申し述べて質疑に代えさせていただきます。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○高 木 (8 番)

私は、議案第 17 号について委員長報告に反対の立場から意見を述べます。この条例改正は、資産割の削除、子ども・子育て支援納付金の追加、そして所得割・均等割・平等割の税率を引き上げるものです。新聞報道によると、改正によって税率を引き上げた場合、年間の税額は現行と比べて 1 世帯当たり平均 2 万 2,000 円から 2 万 4,000 円増額する見込みとのことですが、今回モデルケースを使って実際にどのくらい国保税が増えるのか試算していただきました。例えば、40 歳の夫婦で夫の収入のみで生活し子どもが一人、所得が 250 万円と仮定して試算した場合、年間の保険料が約 43 万円になります。現行では、年間約 33 万円だったものが約 10 万円の増額となり、大幅な引き上げになることがわかりました。このモデルケースを使って、2025 年の国保税を長野県内の市町村ごとに比較したのがあります。これは、長野県社会保障推進協議会が試算したものになるんですが、それを確認するとこの 43 万円という金額は、県内の市町村の中でも最高水準となっています。収入が多い方ほど値上げ幅が大きくなる傾向にあると聞いておりますが、金額の違いはあっても国保加入者にとって、今回の税率改正は大きな負担になってしまいます。また、国保税は家族の人数が多いほど増

額する均等割、一人暮らしでも 1 世帯分を支払う平等割が加入者の負担をより重くしています。それぞれの税率を引き上げることは、元々高い国保税が今よりさらに高くなり、物価高騰で大変な思いをしている町民をより苦しめてしまうことになります。これまで 2024 年に一段階目の国保税率引き上げを行いました、不足分は基金の取り崩しによって対応していました。その基金もほぼゼロになってしまい、今回税率の引き上げによる対応はやむを得ないと考える方もいらっしゃるかもしれません。しかし、元々高い国保税を払っている町民の生活をこれ以上苦しめる対応には納得がいきません。町も苦しい財政状況だということは理解しておりますが、税率を引き上げるのではなく、一般会計から法定外繰り入れをして 3,000 人以上いる国保加入者が安心した生活を送ることができるようにしていただきたいです。以上です。

○議 長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○林（2 番）

私は議案第 17 号に対し、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。本案は、国の子ども・子育て支援法に基づき、国民健康保険税の中に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を新設するとともに、税率の改正等を行うものです。本改正に賛成する主な理由は以下の 3 点に集約されます。まず一つとして、次世代を支える安定的な財源確保であります。少子高齢化が加速する中、社会全体で子ども・子育てを支える仕組みの構築が急務です。本案による子ども・子育て支援給付金課税額の新設は、長野県が負担する支援金に充てるための適切な措置であり、持続可能な子育て支援体制を維持するために不可欠な対応と言えます。二つとして、子育て世帯の負担軽減への配慮であります。本改正では新たな課税項目が増える一方で、18 歳未満の被保険者にかかる子ども・子育て支援給付金課税額を、全額減額する規定が盛り込まれています。これにより多子世帯をはじめとする子育て世代への経済的な配慮が明確に示されており、町の子育て支援方針とも合致するものであります。また、出産被保険者にかかる産前産後期間の減額措置も適切に盛り込まれています。次に三つ目は、財政の合理化と公平性の確保であります。今回の改正では、これまで課税対象となっていた資産割額を全面的に廃止しています。所得割、均等割、平等割への移行は納税者の負担感をよりわかりやすくし、財政負担の公平性を高める合理的な見直しであると評価できます。また、課税限度額を 66 万円から 67 万円と微増に留めつつ、必要な財源を確保し

ようとする姿勢は現実的であります。以上のことから、本案は、社会保障制度の安定と子育て支援の強化を両立させるものであり、令和8年4月1日からの施行に向けて、妥当な内容であると思い、委員長報告に賛成としての討論いたします。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第17号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 10名)

○議 長

お座りください。起立多数です。よって、議案第17号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第18号、辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号、辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第19号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第 3、議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出のうち、1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 8 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 8 号、令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上 4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長小林テル子議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (小林)

令和 8 年 3 月定例会総務産業常任委員会委員長報告、総務産業常任委員長小林テル子です。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 8 号について審査結果を報告いたします。3 月 11 日午前 11 時 40 分から全員協議会室において、総務産業常任委員会と福祉教育常任委員会の合同会議を開催し、副町長出席のもと住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和 8 年度辰野町一般会計予算のうち、歳入すべてについて説明を受け質疑、討論を行いました。また、同日午後 2 時から、12 日午前 9 時から、13 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員出席、担当課職員出席のもと慎重に審査を行いました。さらに、13 日午後 1 時から 3 箇所について現場調査を実施しました。以下、その概要を報告いたします。議案第 1 号、令和 8 年度一般会計予算について報告します。歳入は前年度比マイナス 3 億円、マイナス 2.9%の計画とし、全体方針としては、緩やかな経済成長と賃上げを前提に、個人所得の増を見込み、また家屋の新築、設備投資増による固定資産税売却資産の増収を見込み、税制改正(環境性能割の廃止、ガソリン軽油の当分の間の税率廃止等)の影響を織り込み、地方交付税の増額や財政調整基金との取り崩しにより計画を立てたと説明がありました。主な質疑は「入湯税の課税対象年齢は」

の問いに「条例に基づき 13 歳以上が対象」との答弁でした。「地方譲与税、森林環境剰与税が減額となっているが、その要因は」の問いに「国から県への税収見込みが減額となってくる予定で、辰野町の剰与基準の係数は令和 7 年度と変わらない」との答弁でした。採決の結果、当委員会では特に異議はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。議会費については、本会議場映像・音響設備機器保守点検業務委託料、全員協議会室音響設備改修工事が主な予算計上です。全員協議会室には音響設備改修工事に伴い、可動性を改善してほかの会議でも使用できる会議室となる工事と説明がありました。特筆する質疑はありませんでした。総務費です。会計管理費では、給付の電子化、キャッシュレス化を進めるため、税公金収納処理機を導入の予定で、会計室の会計年度任用職員の人件費は削減としました。「決算書 30 部の使い道は」の問いに、議員や庁舎内、報道機関向けで配布予定」との答弁でした。必要実態の確認をしてほしいとの意見が出されました。庁舎管理費では、地域レジリエンス・ソーラーシステムの賃借料を計上、今年度の調査のエネルギー削減効果は年間 470 万円。企画費では新たな契約となった地域活性化センター指定管理料、移住定住促進業務委託料、ふるさと納税推進事務の事業費を計上、公共交通事業費では、乗り合いタクシーの運行事務費、町営バス飯沼線運行事業費、町営バス川島線運行事業費などです。物価高騰対策として、地方創生臨時交付金事業として、デジタルプレミアム商品券事業運営事務委託料を計上、町直営になった湯にいくセンター運営管理事業では、現スタッフは雇用継続されるとの説明がありました。「令和 8 年度広域避難所の空調設備 3 件が予定されているが、ほかの広域避難所の空調設備状況は」の問いに「これで申請のあったところは今年度で終了となる」との回答でした。また「空き家バンクでの不祥事が発生してしまったが、その後の空き家を求める問い合わせの状況は」の問いに「その後しばらくは若干の減少があったが、逆に仕組みを知ってもらう機会となって、問い合わせは契約へと繋がっている」との答弁でした。農林水産業費です。農業振興事業に新たに有機農業推進事業を新設し、有機農業推進を保育園や学校を通して広く町民に理解してもらう仕組みを作っていくと説明がありました。農業振興費、地域おこし協力隊については、農業振興分野で 1 名、有機農業推進 4 名を配置予定。町有害鳥獣駆除対策協議会補助金の増額、小中学校給食米提供事業負担金を予定している。ふるさと農村公園指定管理では、かやぶきの館の老朽化により、屋根の葺き替え、ボイラーの交換費費用が必要とされ、今後の再投資の可否を含め総合的な検討が必要な段

階にきていると説明がありました。主な質疑では「付加価値をつけた有機種子の製造を進める考えのようだが、地域おこし協力隊 4 名は決まっているのか」の問いに「現在 3 名に対して 4 名の応募があり、3 名を有機農業に、1 名は林業に配置予定」との答弁でした。「農業振興センターと役場の位置づけについてはどのように考えるのか」の問いに「農業振興センターの事務局を産業振興課に移行していく」との答弁でした。さらに 10 年後の農業担い手育成に向けて、地域計画を見直し人的配置の補強をしていくとの説明がありました。林業費の松枯れ被害対策では、令和 8 年度から辰野町が松枯れ被害市町村となり、森林環境譲与税を活用して森林整備が可能となること、県補助金も活用しながら森林経営計画の対象森林を拡大し、防災上、森林整備が必要と認められる箇所、病害虫対策の観点から整備が必要と認められる箇所も森林整備の対象としていくと説明がありました。クマ出没体制構築支援事業では、ゾーニングの考え方を導入し、生息域・緩衝帯・排除地域の整備を進めるとし、クマ出没が増加する中、令和 7 年から駆除報奨金や猟友会補助金は増額してきていて、8 年度も継続するとの説明でした。「町内でのジビエの活用は」の問いに「鮮度管理が難しく、そこまでは考えていない」との答弁でした。続いて商工費です。次世代企業経営者の勉強会創設、テレワーク支援事業入門セミナーの継続等です。商工会補助金については、従来一括的に補助をしていた一部 500 万円を別枠とし、事業ごとの計画・報告の提出をの制度に改めるとの説明がありました。豊南短大の留学生増加に伴う地域受け入れについて「大学の側からアルバイト先の確保の協力要請等があるのか」の問いに「要請は受けているが、町内産業の勤務体系とミスマッチがあり、受け皿を確保するには苦労している」との答弁でした。留学生の就労や生活について単なる労働力確保ではなく、地域コミュニティや生活環境への影響も踏まえて、丁寧な連携が必要だとの意見がありました。観光事業で地域おこし協力隊を 1 から 2 名に増員し、サイクルツーリズム推進と新たな観光資源の強化を図る。またほたる祭り負担金は前年同額 900 万円、王城山ゼロポイント歩道整備は、これまで住民団体が補助制度を使って対応してきたが、今後は観光面で町が責任を持って整備を進めるため、委託料として計上したとの説明がありました。土木費です。区からの要望に基づく交通安全対策費として、新設工事 9 箇所、カーブミラーや道路防護柵と街灯の整備を計画している。大沢川改修工事等です。都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定業務委託料等を計上したと説明がありました。立地適正化計画策定は 3 年間を要することであり、多くのハード

事業が立地適正化計画と関連付けられているが、並行して個別計画も進めていく必要があるのではとの意見が出されました。「城前線の桜の木は道路に覆いかぶさり危険だが、桜の枝の剪定は」の問いに「令和 8 年度は樹木剪定業務委託料で対応予定」との答弁でした。「町営・公営住宅使用料の収納率は」の問いに「97%から 98%の収納率です」との答弁でした。消防費です。常備消防費は上伊那広域消防負担金、中央道救急業務支弁金本部負担金が主なもので、令和 8 年度は高視認性活動服購入費、可搬消防ポンプ購入費等を計上したと説明がありました。特筆する質疑はありませんでした。公債費と予備費に関しては特筆すべき質疑はありませんでした。以上、一般会計予算の歳出について採決した結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 2 号、令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算について報告いたします。予算書の概要、業務予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について説明があり、収入総額に対して不足する 1 億 6,615 万 5,000 円は損益勘定留保資金などで補填するとの説明を受けました。令和 8 年度水道料金は減収の見込み、4 月から 7 月は基本料金無償化による減収もある。運営体制としては 24 時間 365 日監視体制の維持と 8 年ごとの量水器取り替えを実施すると説明がありました。「今年の異常気象で水源量の低下が心配だが」の問いに、「水源量の低下に対するため、新たな水源の開発を進めている」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 3 号、令和 8 年度辰野町下水道事業会計予算について報告いたします。収入総額に対して支出総額が上回り、不足する 2 億 2,111 万 5,000 円は、損益勘定を留保資金などで補填するとの説明がありました。「ウォーター PPP の導入については」の問いに「今後、補助金の前提になるので研究が必要」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算について報告いたします。地域情報告知システムは、サービス提供が終了し事業の清算を進めます。収入は基金繰入金、支出では端末回収業務委託料、基地局撤去（50 件）工事費、外部アンテナ撤去（約 200 件）工事費等を見込むとの説明がありました。「過年度分使用料 6 万円とあるが、ほかにも未収金があるのか」の問いに「若干ある」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。また、3 月 13 日、広域避難所上辰野空調設備設置工事、告知システム基地局撤去工事、平出団地 49 から 52 号棟解体工事の現場調査を実施し、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。今回の総務産業常任委員会に

において、予算審査の中で町長への要望すべき事項が出ましたので、以下のとおり提出いたします。令和 8 年 3 月定例会、総務産業常任委員会町長要望「立地適正化計画と重点事業の進め方」です。現在辰野町においては、老朽化が進んだ公共施設が数多く存在しており、今後の人口動態や財政状況を踏まえれば、これらの施設の統廃合を計画的に進めていく時期に来ています。また一方で、地域活性化や住民福祉の向上を目的とした新たな施設整備の必要性も高まっています。しかしながら、町の財政状況を鑑みると、町単体での財源のみでこれらの事業を進めていくことは極めて困難であり、国の補助金制度を効果的に活用していくことが不可欠です。現在、町では都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を進め、その成果を踏まえて国の補助金の活用を図る方針と承知していますが、これらの計画策定には、約 3 年を要するとされています。3 年後にはじめて多くの施設設備や再編の具体的計画を立てることとなれば、町政運営には大きな遅れを生じさせる可能性があり、住民サービスの向上という観点からも望ましい状況とは言えません。つきましては、立地適正化計画の策定を着実に進めると同時に、それと並行して公共施設の統廃合や新規整備に関する優先順位を明確にし、個別施設ごとの整備再編プランの検討を進めていただくよう要望いたします。また、国の補助事業や支援制度に対して、常に高いアンテナを張り、機会を逃すことなく活用する体制を整え、住民サービスの向上に向けた事業推進に遅れが生じないように、柔軟かつ積極的な町政運営を図れることを強く要望いたします。以上、総務産業常任委員会委員長報告を終わりといたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 4、議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算の歳出のうち、3 民生費、4 水道費を除く衛生費、10 教育費、議案第 4 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 8 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算、議案第 9 号、令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 6 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長松澤千代子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（松澤）

それでは福祉常任委員会報告を行います。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました令和 8 年度予算に関する議案第 1 号、歳出のうち、第 3 款民生費、第 4 款衛生費（水道費を除く）第 10 款教育費、議案第 4 号、5 号、6 号、7 号及び 9 号についての審査状況を報告いたします。当委員会は 3 月 11 日に全議員で、一般会計の歳入の説明を受けた後、同日 13 時 40 分から及び 12 日午前 9 時から委員会室において委員全員出席、教育長及び担当課職員の出席のもと慎重に審査を行いました。また 13 日午後 1 時から、2 箇所の現場審査を実施いたしました。以下、新規事業及び主要事業を中心とした概要を報告いたします。議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算、当委員会所管分、民生費、重層的支援体制整備事業、既存の申請主義では捉えきれない自ら SOS を発信できない困窮者層や複合的な課題を抱える世帯に対し、課を横断した支援やアウトリーチ（訪問支援）による包括支援へと転換し、深刻な事態を未然に防ぐ体制を整えるものであるとの説明がありました。国民健康保険税の改定、被保険者の減少と医療費の増加による構造的赤字が限界に達し、基金も枯渇したため県標準化に合わせた税率改定を打ち出したとの説明がありました。委員からは、国民健康保険は協会けんぽなど他の健康保険に比べて所得に対する負担割合が非常に高いので平均 19.1%、世帯によっては 3 割近く的大幅な引き上げとなることから、住民負担が大きすぎる。県内の他の 20 数町村は何らかの形で法定外繰り入れを行っている。当町としては、一般会計から繰り入れを行い、値上げを抑制すべきではないかとの質疑が出されました。これに対して、直接的な赤字補填のための繰り入れは、県からの特別交付金削減を招く可能性が高いため行わないとの答弁がありました。衛生費、ゲートキーパー養成講座や「心の相談カード」を通じた孤立防止及びインフルエンザワクチン接種助成の対象を受験生まで拡大するなど、予防策に重点を置くとの説明がありました。教育費、学校給食、物価や米価高騰に対し、国と町の財源を組み合わせ保護者負担を最小限に抑制するとの説明がありました。教育環境、小学校への校内教育支援センター設置に向けた準備の加速及び中学生議会での提案を端緒とした辰野中学校のスロープ設置（可能な範囲での改修）について説明がありました。当委員会に付託された一般会計予算について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。特別会計及び事業会計予算、議案第 4 号、令和 8 年度国民健康保険特別会計予算、出産育児一時金（6 名分、300 万円）の計上や検診委託先の変更による単価削減と費用対効

果の最大化について説明がありました。質疑では「高すぎる国保税を 2 割上げる予算には賛成できない。一般会計から繰り入れて値上げを抑えるべき」との反対意見がありました。採決の結果、賛成 5、反対 1 となり、賛成多数で原案のとおり決しました。議案第 5 号、令和 8 年度国民健康保険診療所特別会計予算、第一診療所、川島診療所の解体撤去費を含む予算であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 6 号、令和 8 年度後期高齢者医療特別会計予算、予算総額 4 億 3,178 万 1,000 円、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 7 号、令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算、物価高騰や患者数減少の影響により、約 9,925 万円の赤字見込みであるが、病床稼働率 75% を目標に急性期病院との連携を強化するとの説明がありました。外部委託料の精査や資金繰りを考慮した LED 化工事の分割実施によるコスト削減策が示されました。採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 9 号、令和 8 年度介護保険特別会計予算、予算総額 22 億 4,000 飛んで 89 万 4,000 円、前年度比 2,614 万 3,000 円増、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。現場審査報告、3 月 13 日に中央保育園（外壁塗装・空調設備設置予定箇所）及び小野シダレグリ自生地（遊歩道整備・侵入防止柵設置予定地）の現場審査を実施し確認いたしました。本委員会の予算審査を通じ、町長に対し以下の 3 点を強く要望いたします。一つ、来年度から始動する重層的支援体制は、複雑化する地域課題（8050 問題・ヤングケアラー・孤立する妊産婦など）に対する上で非常に重要な施策です。予算の枠組みを作るだけでなく、組織体制の整備、専門職の育成や関係機関との連携を深め、支援を必要とする町民に確実にアウトリーチできる真に実効性のある伴走型支援を展開するよう求めます。一つ、義務教育は基本的に無償であるべきという前提がある一方で、一部の地域では通学交通費の負担が大きくなっています。そこで、町内の中学生を対象としたスクールバスの配置や通学定期代、交通費の補助など、全町的な更なる通学支援を求めます。一つ、町立辰野病院は来年度も赤字が見込まれています。地域医療を維持するためにも、明確な目標を持って経営改革プランを着実に履行し、更なる経営改善の推進と住民サービスの向上を求めます。以上、福祉教育常任委員会の報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

はい。ただいま両委員会より要望事項がございましたので、それぞれ答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定は、3年後の目標年次を見据えながら、現在必要な準備を進めているところであります。町では人口減少や少子高齢化の進行、公共施設やインフラの老朽化など様々な課題が顕在化しております。こうした状況に対応し、持続可能で安全安心なまちづくりを進めるためには、町全体の将来像や土地利用の基本方針を改めて整理し、計画的にまちづくりを進めていくことが重要であります。そのため都市計画マスタープランの改定とあわせ、立地適正化計画を策定し、合わせて公共施設の統廃合や個別施設ごとの整備、再編の検討を各課連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。辰野町公共施設等総合管理計画は、令和5年3月に一部改正を行い、将来の人口推計や施設更新費用などを踏まえ、公共施設の総量を25.7%縮減することを目標としました。今後、施設の老朽化の状況や利用状況、維持管理コスト、費用対効果、また将来の利用見込みなどを総合的に勘案しながら、個別施設ごとの整備再編方針と優先順位の整理を進めてまいります。続きまして福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。まず、重層的支援体制の構築についてであります。近年、地域住民が抱える課題は、従来の縦割りの制度や、枠組みだけでは対応が困難なケースが増加しています。こうした現状を踏まえ、令和8年度から重層的支援体制整備事業を進めてまいります。本事業の実施にあたり、第6次総合計画後期基本計画や地域福祉計画にも位置づけております、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を基本理念とし、単に予算の枠組みを設けるだけでなく、実効性のあるものとするために、庁内関係部署が横断的に連携できる会議体の構築を進めているところであります。適切な支援へと繋げるためには、職員への各種研修の充実や人材育成を進め、専門性を活かした包括的支援ができる体制づくりと関係機関との多機関協働を構築してまいります。支援が届きにくい方に対する支援は個々のニーズを早期に把握し、断らない相談支援や、真に実効性のある伴走型支援を展開してまいります。住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、

体制の構築と事業推進に全力で取り組んでまいります。続きまして中学生の通学支援についてであります。義務教育は基本的に無償であるべきという前提は、国の判例から判断しますと、授業料を徴収しないことを意味しており、通学に要する交通費や学用品などは保護者の皆様にご負担いただく受益者負担が基本とされています。さらに、国が定める適正な学校規模の条件として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項の規定によると、通学距離は中学校にあつては概ね 6 キロメートルとされています。このことから全町的なスクールバスの運行や恒久的な通学支援は考えておりません。しかしながら、ここ数年の急激な物価高騰による経済的負担を考え、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学生のいる家庭の負担軽減を目的として、中学生に限らず通学している学生を対象とした公共交通等通学支援を令和 8 年度に限り行う予定です。続きまして辰野病院経営改革についてです。人口減少に伴う患者数の減少、物価高騰や人件費の引き上げ等の影響により、病院事業は大変厳しい状況にあります。この難局を乗り越えるため、現在、町立辰野病院経営強化プランに基づき、毎月各部門の数値目標に対する達成状況を全職員で共有し、毎年の点検・評価を通じて病院全体の経営意識の向上を図っております。また具体的な収益改善策として令和 6 年度から検討を進めてきた病床機能再編を実行に移し、今年度、地域包括ケア病床の増床を行いました。議会から求められている明確な目標を持った着実な実行にしっかりと応えるべく、地域ニーズの的確な把握を行い、これまでの取り組みの分析、検証を深めながら職員一丸となって経営改善を進めてまいります。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました日程第 3、日程第 4 のうち、はじめに議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 2 号、令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 2 号、令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算を採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号、令和 8 年度辰野町上水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 3 号、令和 8 年度辰野町下水道事業会計について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 3 号、令和 8 年度辰野町下水道事業会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号、令和 8 年度辰野町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 4 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○高 木 (8 番)

私は議案第 4 号について、委員長報告に反対の立場から意見を述べます。まずはじめに大前提として申し上げたいのは、国民健康保険税は協会けんぽや組合けんぽ、共済組合などと比べてそもそも保険料が高く問題になっているということです。現行の国保制度がスタートした当初、政府は保険料に事業主負担がないことを挙げ、相当額を国で負担する必要があると認めていたものの、その後、国庫負担を削減し続けてき

たことは、国保税が高すぎる根本原因だと考えます。国の責任において負担軽減を求めたいところですが、なかなかそれが難しい状況で町として対応していただきたいと考えます。町内の国保加入者は 3,000 人以上で、低所得者や無職の方も加入しています。所得は低いのに保険料はほかの健康保険料より高いという現状は、公平性の観点からも改善が必要です。また、辰野町の国保収納率についてですが、令和 5 年度と令和 8 年度を比較すると、収納率は下がっています。物価高騰により生活が大変になりそれに加えて国保税の負担が重くのしかかっているということではないでしょうか。これまで基金の積み立てを取り崩し、国保税率の引き上げ率を抑えてきましたが、その基金がほぼゼロとなった状況の中で、今後不足分を加入者に求めていくのではなく、一般会計からの繰り入れで対応することが、加入者の負担を軽減し福祉向上の観点からも重要だと考えます。実際に法定外繰り入れをした自治体を調べてみますと、令和 5 年から 7 年の 3 年間で県内 21 の自治体が実施しています。物価高騰対策として商品券の配布や水道基本料金無償化など、町民の負担軽減のために様々な施策が予定されています。町民の暮らしが苦しい中で、国保加入者への負担を今以上に重くしてしまうことは、暮らしの安心と逆行をしているのではないのでしょうか。国保税の大幅な引き上げは避けるべきだと考えます。ぜひ、一般会計から法定外繰り入れをして、国保税の負担軽減に努めるよう予算修正を求めます。以上です。

○議 長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○小 澤 (9 番)

私は、議案第 4 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算について委員長報告に賛成の立場から討論に参加させていただきます。この予算につきましては先ほどの議案第 17 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、において可決いただいた内容に沿っての令和 8 年度予算となっております。その条例改正の大きな改正点は大きく分けて 2 項目あり、一つ目の理由は、子ども・子育て支援納付金分の新設に対応するためです。子ども・子育て支援法の改正により、子育て支援事業の財源とするため子ども・子育て支援納付金分が追加されたこと、もう一つの理由は、県の目指す国保税率統一に向けた税率改正を行うためです。県は県内の国保税率を令和 9 年度に統一することを目指した取り組みを行っており、それに合わせて町の国保税率を改正する必要性が生じたこと、また、今まで町は基金を取り崩すことで県が示す

標準保険税率よりも低い税率を採用していましたが、基金が底をつく状況となったため、町の国保運営のためにも税率改正が必要となり、令和 8 年度予算にそれが反映されたということです。この改正により加入者の負担が増となったことから、議案に反対する立場から協会けんぽと比較して、国保は所得に対する割合が高く辰野町は全国平均より高いと保険税負担の不均衡を指摘する意見もあります。しかしながら協会けんぽと国民健康保険はどちらも医療費の負担を軽減する制度ですが、加入対象者保険料の計算方法、扶養の有無などで大きな違いがあります。最大の違いは協会けんぽは主に会社員とその家族を対象とした職場の保険であり、国民健康保険は個人事業主やフリーランス、無職の方を対象とした地域の保険という点です。また、保険料の負担にしても協会けんぽが労使折半であるのが、国民健康保険は全額自己負担であり、扶養があるなしによっても保険料が発生したり、発生しなかったり、収入が少なかった場合、均等割の減額などで国保の方が協会けんぽより割安になるケースがあるなど、制度自体が異なることから一概に比較することは問題があると思います。また一般会計からの法定外繰り入れは県からの特別交付金の減額、ペナルティーを招くリスクが生じます。それに国保に加入していない人との公平性が脅かされることにもつながりかねません。このことから急速な国保被保険者数の減少による保険税収入の減収と医療費の増大等による基金の枯渇の中、今後も辰野町国民健康保険制度を維持していくためには、標準保険税率への準拠による今回の令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算は妥当であることから委員長報告に賛成するものです。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 4 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立 10 名)

○議 長

起立多数です。お座りください。よって議案第 4 号、令和 8 年度辰野町国民健康保

険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 5 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 5 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号、令和 8 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 6 号、令和 8 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算について討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 6 号、令和 8 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号、令和 8 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 7 号、令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 7 号、令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号、令和 8 年度町立辰野病院事業会計予算に

については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 8 号、令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 8 号、令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号、令和 8 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 9 号、令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 9 号、令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 9 号、令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 40 分といたします。

休憩開始 15 時 25 分

再開時間 15 時 40 分

○議 長

再開いたします。日程第 5、議案第 21 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○小 林（12 番）

予算書の 13 ページ、農林水産業費の 6 番の農林水産業費の森林管理事業の委託費と補助費の不用減額について説明をお願いいたします。

○産業振興課長

それでは議員のご質問にお答えします。委託料の不用減額につきましては、森林経営管理制度を活用した森林整備につきまして、意向調査を実施してまいりましたが、回答結果を地図上に整理したところ、小規模かつ分散した区域が多く、現行の進め方では効率的な整備に繋げることが難しいという課題が明らかとなり、令和 7 年度は実施方針の見直しを最優先とし、森林整備の実施を見送ったことによる測量設計監督補助委託料、森林整備委託料等の不用減額でございます。補助金の減額につきましては、樹種転換を行った箇所の特種地拵え、植栽、下刈等のマツ林の整備に対するマツ林保護樹林造成事業補助金の減額でございます。この補助金につきましては令和 7 年度 1 事業体からの申請のみで、残額を不用減額としております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありますか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 21 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 24 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題いたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 24 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 26 号、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 26 号、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 2 号、「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（小林）

令和 8 年 3 月定例会、陳情審査報告、総務産業常任委員会委員長小林テル子。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました陳情第 2 号についての審査結果を報告いたします。令和 8 年 3 月 13 日、総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。1. 陳情第 2 号は最低賃金法の改正と中小企業等の支援の拡充を求める意見書です。陳情者は、上伊那地区労働者組合連合会、議長伊藤公一氏、陳情趣旨は以下のようなものです。食品などの生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用等の弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業、小規模事業者の経営にも打撃を与えています。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるために、25 春闘で作られた賃金引き上げの働きを加速させ、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。日本の最低賃金制度の問題は、1. 最低賃金が低すぎて生活できない。2. 全国一律でないため、最低賃金の高い都道府県に労働者が流出する。3. 中小企業支援が不十分

の 3 つです。労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業、小規模事業者の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し抜本的に引き上げること、中小企業小規模事業者支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出するよう陳情しますと要約です。以上のような陳情の趣旨に対して、賛成意見、物価上昇が賃金上昇を上回っており、生活実態から見ても最低賃金引き上げは必要である。地方でも車が必須であることなど、生活コストは高く地域差だけを理由に低賃金を容認はできない。非正規雇用や低賃金労働者の生活安定のため全国的な底上げが重要である。中小企業支援もあわせて国に求めている点では妥当であり、賃上げと支援は一体で進めるべき。反対意見です。地域間格差を踏まえた最低賃金制度である以上、全国一律化や大幅引き上げには慎重であるべき。地方の中小企業にとって、急激な引き上げは大きな負担となり、倒産や雇用縮小に繋がる懸念がある。国による支援体制は既に一定程度存在しており、まずは現行制度の活用状況を見極めるべき。海外との単純比較は日本の社会的歴史的背景が異なるため妥当ではない。以上のような意見がありました。採決の結果、採択すべき 3、不採択とすべき 3 となり、委員長裁決により不採択すべきと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに、委員長報告に反対者の発言を許可します

○吉 澤 (4 番)

陳情を不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。最低賃金制度には、自立した経済生活ができる最低限の収入を保障する役割と、賃金を底上げして経済の発展を促すという 2 つの大事な役割があると考えます。本陳情は、最賃制度を今の社会状況に合わせて改善するように、第 1 に額を 1,700 円に引き上げること、第 2 に全国一律制度にすること、第 3 に中小企業への支援義務を最賃法に加えることを求めています。以下、陳情項目に沿って意見を述べます。まず、社会状況と最賃の大幅引き上げの必要についてです。株価は史上最高を更新し、大企

業は史上最高益を毎年更新していますが、実質賃金は減り続け、アベノミクスの12年前と比べて年額で34万円も減っております。日本は30年間賃金が上がらない特殊な国になっています。こうした中で暮らせる賃金を物価高を上回る賃上げをは切実な願いです。高市首相は最賃引き上げ目標を投げ捨てててしまいましたが、賃金が上がり国民が豊かになるためには、賃金を底上げする最低賃金の大幅な必然の引き上げが必要だと考えます。労働法が改悪された結果、労働者の約4割が非正規、若者でも3割が非正規、非正規の割合はじわじわと上がっています。そして世界最低水準の最低賃金が働いても生活保護以下の収入しか得られない、ワーキングプア状態労働者を大勢生んでいます。働いても経済的に自立できない未来を、若者たちに引き継いで良いのでしょうか。諸外国は最低賃金を大幅に引き上げています。自立と尊厳ある暮らしを全ての人に保障して、国民が豊かになる国にしていくために、最低賃金時給1,500円を早急に実現し、1,700円を目指す必要があると考えます。次に、全国一律制の必要性についてです。最低生活費に地域による大きな差はないという調査結果が出ています。最賃が低い地域から高い地域に労働力の流出が進んでいます。是正のためには全国一律最低賃金制度が必要です。そして世界の体制は全国一律最低賃金制度です。もし東京など一部の地域や特定の職種について、最低賃金の底上げが必要であれば、全国最賃を上回る地域的最賃や職種向け最賃を作り、対応すべきではないでしょうか。最後に、最賃大幅引き上げの鍵である、中小企業への支援についてです。岩手県、福島、群馬、茨城、奈良、徳島などの県は中小企業への直接支援を行っています。社会保険料の減免や賃金助成など、国の責任で中小企業の賃上げを支援する必要がある、そうした責務を最低賃金法に明記すべきではないでしょうか。財源は、予算の使い方と集め方を変えれば十分生み出せると考えます。以上の理由により、本陳情の採択を求めるものです。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○牛丸（3番）

私は、陳情2号に対し、不採択の立場から委員長報告に賛成の討論を行います。本陳情を不採択とすべき理由は主に以下の2点です。まず、地域経済の実態を無視した全国一律性への懸念です。陳情では、全国一律の最低賃金制度への改正を求めています。地域によって経済状況や物価水準は大きく異なります。都市部と地方で一律の

基準を適用することはかえって地方企業の経済を圧迫し、地方経済を疲弊させる恐れがあります。最低賃金のあり方については、地方の実情に即した慎重な議論が必要であり、拙速な一律化には賛同できません。次に、急激な賃金引き上げによる中小企業の存続危機を招くことがあります。陳情が掲げる 1,700 円という目標金額は、現在の中小零細企業の体力から見て高いハードルになっています。原材料費などの価格転嫁が十分に進んでいない状況下で、このような急激な引き上げを強行すれば、経営破綻を招き、結果として労働者の雇用を奪う事態になりかねません。最低賃金の引き上げによる生活の底上げは重要な政策課題ではありますが、それはあくまで企業の資金能力、価格の転嫁の状況とのバランスが保たれていなければなりません。賃金だけが独り歩きし、地域経済の基盤である中小企業が倒れてしまつては本末転倒です。以上の理由から、本陳情は不採択とすべきものと判断し、私の討論を終わります。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 2 号、「最低賃金法の改正と中小企業等の支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、原案について起立により採決を行います。原案を採決するに賛成の方、もう一度言います。原案を採択するに賛成の方、ご起立をお願いします。

(起立 ?名)

○議 長

起立少数です。よって、陳情第 2 号は不採択とすることに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました陳情第 3 号、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情。陳情第 4 号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などについて、薬の追加負担を行なわないことを求める陳情、以上 2 件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、松澤千代子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長 (松澤)

陳情審査の報告をいたします。本定例会初日、当委員会に付託されました陳情第 3

号及び陳情第4号についての審査結果を報告いたします。令和8年3月13日、福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、上伊那医療生活協同組合の高橋誠氏から趣旨説明を受け、慎重に審査いたしました。結果を以下のとおり報告いたします。

陳情第3号、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情、陳情者、長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫氏ほか5名、陳情趣旨、高額療養費制度の見直しを求めるもの、審査の主な意見、原案に賛成、採択すべきとする意見、医師の判断基準にあいまいな点がある。軍事費、選挙費用、大企業への減税といったお金の使い方を見直せば、社会的弱者の命綱である上限額を引き上げる必要はない。趣旨採択とする意見、切実な訴えには共感するが、国の財政圧迫や将来世代の負担抑制という現実を鑑みると全面的賛成は難しい。医療保険財政の持続可能性のため、保険料や税金が限界である以上、患者負担の調整はやむを得ない。ただし、その手法には検討の余地がある。全員が納得する解決策は難しく、制度の見直し自体は必要である。趣旨は理解できるので趣旨採択を支持する。所得区分の細分化など低所得者への配慮もなされており、一概に引き上げ反対とは言えない。若者世代の負担軽減の側面もあり、制度維持のためにやむを得ない。趣旨採択との意見が出され、採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数により、本件は趣旨採択にすべきものと決しました。

陳情第4号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などについて、薬の追加負担を行わないことを求める陳情。陳情者、上伊那医療生活協同組合安心まちづくり委員会、委員長高橋誠氏。陳情趣旨、OTC 類似薬、市販薬と類似した処方薬の追加負担を行わないことを求めるもの、審査の主な意見、原案に賛成、採択すべきとする意見、医師は副作用や隠れた重病のリスクまで考慮して処方している。自己判断での服用は危険であり、現役世代にとっても負担増の影響が大きいいため採択を主張する。趣旨採択とする意見、軽微な疾患は自分で治すセルフメディケーションの推進や、若者の薬物乱用防止の観点からも検討が必要であり、議論の進捗を見守りたい。財源確保のために必要な対応であり、ほかの問題と混同すべきではない。常用薬がある立場としては悩ましいが、制度全体の維持を優先すべきである。市販で購入できる薬を保険で安く買う不均衡を是正する趣旨は理解できるが、詳細がまだ不明確であるため趣旨採択が妥当である。趣旨採択との意見が出され、採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数により、本件は趣旨採択にすべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに陳情第 3 号、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○吉澤(4番)

陳情趣旨採択の委員長報告に反対し、陳情採択すべきとの立場から意見を述べます。高額療養費の負担上限制度は、高額な医療費がかかった際に、1箇月の限度額を超えた分を払い戻す制度です。私も入院した際に利用して大変助かりました。国民に必要な医療を保障する大事なセーフティーネットです。この負担上限の引き上げは、自民、維新両党の合意に基づき、来年度予算に計上され先日、関係法案が閣議決定されています。その内容は、今年8月、来年8月2段階で月額上限を最大38%引き上げ、患者負担を増やすというものです。負担増の影響は利用者の約7割の方に及ぶこと、改悪によって1,070億円の受診抑制を予算に見込んでいること、そしてそれに対して加入者の保険料負担の軽減額は、1人当たり月120円程度であることが国会審議などで明らかになっています。全国保険医団体連合会の患者調査では、この高額医療費負担額の限度額が引き上げられた場合、7割の方が受診抑制する、または食費を削り貯蓄を取り崩す、6割の方が薬や治療法を変える、4割の方が子どもの進路を変えると回答しています。40代の女性のコメント「私の命と子どもたちの教育費を天秤にかけの日が必ず来ると思います。少しでも長く生きて子どもたちの成長を見守りたいです」という声も紹介されています。高額医療費の負担上限制度を使っている方です。親としての思いに胸がふさがる思いです。今回の改悪が強行されれば、治療を諦め子どもの進学を諦めざるを得ないなど、深刻な影響が出る可能性があることは明らかではないでしょうか。誰もが重い病気になり、大けがを負う可能性があります。重い病気やけがのときは体がつらいだけでなく、医療費の負担が重く十分働けないために収入も少ない、言えば一番厳しいときです。ペットボトル1本分にもならない保険料引き下げ効果と引き換えに、重い病気の国民の7割に負担増を求め、治療を諦めさせかねない改悪をやって良いのでしょうか。困っている人を支援するのが政治の役割ではないでしょうか。今回の改悪の撤回を求めて患者らの署名は25万人を超えています。命と引

き換えに大改悪を強行するのは許されないと考えます。よって、趣旨採択から一歩進めて本陳情を採択し、国に意見書を上げることが求め討論とします。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○栗 林（7 番）

私は趣旨採択とした委員長の報告に賛成する立場から討論に参加いたします。本陳情は、医療費が高額になる方々やそのご家族の生活や経済的な負担に配慮したものであると受け止めております。特に、がんや難病、慢性疾患など、長期にわたる治療を必要とする方にとっては、医療費の自己負担が生活や家計に大きな影響を与え、治療を続けながら安心して生活することに不安を感じる場合も少なくありません。必要な医療を受けるために生活費を切り詰め、あるいは医療の継続を迷うといったことが起こる可能性もあり、誰もが安心して医療を受けられる環境を守ることは、住民生活の安定にとどまらず、社会全体の健康や福祉の維持にも繋がる重要な課題だと考えます。また、高額療養費制度は、治療を必要とする方々の生活を支える制度であり、過度な医療費負担によって、治療の中断や生活困窮が生じることを防ぐ役割を果たしています。陳情者の皆様が訴える自己負担額上限の引き上げへの懸念は、制度の趣旨と深く関わるものであり、その声には共感いたします。特に低所得世帯や高齢世帯における影響は大きく、医療費の増加は生活や治療の継続に不安を与えることが想定されます。一方で、高額療養費制度を含む医療保険制度の運用や見直しについては、社会保障制度全体との関係や医療費の動向、制度の持続可能性、将来世代への影響なども踏まえ、国において総合的に検討されるべき課題であることも事実です。地方議会として制度の具体的な改定について、直ちに判断することはできません。制度改定は、国の所管であることを踏まえつつ、慎重かつ責任ある対応が求められるところです。今回の陳情を通して、医療費負担が住民生活に与える影響について改めて考える機会となったことも重要であると感じております。医療制度は多くの方の生活に関わるもので、制度のあり方については、様々な視点から丁寧に議論を重ねていく必要があります。住民の安心と制度の持続可能性、その双方を両立させる形で対応することが望ましいと考えます。以上のことから、本陳情につきましては陳情者の皆様の思いを十分に受け止め、その趣旨を尊重するという意味で、趣旨採択とすることが適当であると考え、委員長報告に賛成し討論といたします。以上です。

○議長

ほかにありませんか。討論を終結いたします。これより陳情第 3 号、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 9 名)

○議長

起立多数です。よって、陳情第 3 号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。次に、陳情第 4 号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などについて、薬の追加負担を行わないことを求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○吉 澤 (4 番)

陳情、趣旨採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。今回の改定は、自民、維新の両党の合意に基づき、来年度、政府予算に組み込まれ関連法案が先日、閣議決定されています。市販薬類似品 77 成分 1,100 品目の薬を保険適用から外し、25%の追加料金を課するというものです。対象の医薬品は、アトピーや花粉症などによく使われる保湿剤やアレルギー薬、消炎鎮痛剤や胃腸薬、湿布薬など広範囲にわたります。該当する薬の自己負担額は、これまでに比べて医療保険の人が従来は 3 割だったんですが 5 割負担、1 割負担の人は 3 負担に大幅に増加します。花粉症の 3 人家族の場合の例です。3 箇月ワンシーズンこの OTC 類似薬を使った場合、負担は従来の 1.6 倍、額にして約 1 万 3,000 円増えるという試算が国会で示されています。多くの国民や町民が負担増になり、受診控えや受診抑制を招く可能性が大いにあります。今回改定の理由として、保険料を下げる事が挙げられていますが、この改定によって引き上げはいくら行われるか。加入者 1 人当たり月平均 33 円という国会答弁で明らかになりました。うまい棒 2 本分に過ぎない程度の軽減です。月 33 円の負担軽減のために花粉症の家族は 1 万 3,000 円負担が増える。こういうことで現役世代の負担軽減と言えるのでしょうか。また、受診せずに薬局で薬を買っている人と

の公平を図るという主張がありますが、症状があればできるだけ早く診察が受けられるよう、国民の受診権を保障することこそが必要で、薬を素人判断に任せることに繋がる保険外しは理由のこじつけだと思います。慢性疾患を持つ20代のある方は「これは公平ではなく負担の押し付けです。助ける手を引っ込めれば命は削られます」と訴えています。医療保険制度や社会保障は、憲法25条に基づく健康に生きる権利を保障するもので、同時に経済の重要な部分を決めています。この充実を図るのが政治の責任ではないでしょうか。財源については、税金の集め方、使い方をごく一部を見直せば作れると考えます。多くの町民に負担増を強いる今回の改定はやめるべきではないかと考えます。よって、趣旨採択ではなく本陳情を採択し、国に意見書を上げることが求めるものです。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○古村（5番）

私は福祉教育常任委員会の委員長報告である趣旨採択に賛成する立場から討論を行います。今回対象となる薬剤は、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、花粉症やアトピー性皮膚炎といった日常的に幅広く使われている薬です。実質的な自己負担が大幅に増えることで、町民の皆様の受診控えや健康への悪影響を懸念し、住民の命と暮らしを守りたいという陳情者の切実な思いについては、私としても大いに理解し、共感するものであります。当委員会が趣旨採択としたのも、まさにこの町民の負担増を憂慮する点に寄り添った結果です。しかしながら本陳情を採択とし、国に対して追加負担を行わないことを全面的に求める意見書を提出することには慎重にならざるを得ません。政府が本制度を導入する背景には、受診せず市販薬を利用している患者との公平性を確保し、現役世代の保険料負担の軽減を図るという切迫した国の医療保険制度を、将来にわたって維持するための目的があります。国民皆保険制度を持続可能なものとするためには、軽度な症状におけるセルフメディケーションの推進と、医薬費の適正化は避けて通れない課題です。また、陳情書の中にも記載されているとおり、この制度は一律に負担を強いるものではありません。がんや難病患者、低所得者、入院患者、そして医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないというセーフティネットとしての配慮が既に組み込まれています。先ほど、本陳情を採択とすべきとする議員から討論がありましたが、地方議会として町民の負

担軽減を願うのは当然である一方で、国の医療保険制度全体を支え合い、次世代へ制度を引き継いでいくための苦渋の改革という側面を完全に否定することは、バランスを欠くと言わざるを得ません。以上の理由から、町民の皆様の負担増を懸念する陳情の趣旨には深く賛同しつつも、国の制度改正の背景や例外規定の存在を考慮すれば、委員会が慎重な議論の末に下した趣旨採択という結論が、最も現実的かつ妥当な判断であると考えます。議員各位におかれましては、福祉教育常任委員会の委員長報告である趣旨採択にご賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかにありませんか。

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 4 号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などについて、薬の追加負担を行わないことを求める陳情を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 9 名)

○議 長

起立多数です。よって、陳情第 4 号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。日程第 9、追加提出議案の審議について、議案第 27 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、令和 8 年 2 月 8 日に執行されました衆議院議員総選挙にかかる経費を調整し、減額するものであります。補正総額は、89 万 3,000 円の減額で、予算総額は 111 億 5,093 万 5,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税の追加と国庫支出金の減額であります。歳出につきましては、総務費で 2 月 8 日に執行された衆議院議員総選挙にかかる経費を執行額に合わせ調整するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明致させますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 27 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及び議会広報編集特別委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定によりまして、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 11、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付をいたしましたとおりに、議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することと決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。3 月 2 日に開会いたしました第 2 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加議案を含め 27 議案、全てを原案どおり可決、同意いただき、感謝申し上げます。一般質問では、公約に関する事業、立地適

正化計画、人口減少対策、教育、森林や松くい虫、70 周年記念事業、指定管理施設、男女共同参画など幅広い分野にわたりご質問、ご意見をいただきました。ご提案をいただいた議員各位に心から感謝申し上げます。3 月 11 日は、東日本大震災より 15 年目を迎えました。多くのメディアが節目の年として捉え、様々な視点で連日特集を伝えていました。被災地の復興を図る中で、今も多くの皆さんが癒えない心の傷と向き合いながらも、懸命に生きる姿を拝見しますと、胸を打つ思いでいっぱいになります。当町におきましても、平成 18 年災害から本年 20 年を迎え、災害の記憶が蘇ってまいります。甚大な災害の教訓を改めて振り返り、地域の安心安全を守り、いつまでも住み続けられるまちを目指す気持ちを決意したところであります。さて、明日 18 日より 21 日土曜日まで台湾埔里鎮に伺い、廖志城鎮長との懇談をしてまいります。桜海会の皆さんの交流をきっかけに始まった繋がりは、令和 6 年春には、埔里、埔里鎮紙教堂での桜苗木の植樹、夏には辰野町において埔里鎮訪問団交流会を開催し、両市町の交流を進めてまいりました。一方、辰野高校では学際探究コースによる南投県私立普台高級中等学校とのオンラインでの交流を進める中で、今回、学校を訪問し学生同士の直接交流が進められるということでもあります。両国の地理的中心にある 2 市町が今後さらに関係を深めていくために、どんな交流ができるのか、若者同士の交流が将来の礎になることを大いに期待しています。結びに、これから年度切り替えの時期を迎えますが、議員各位の益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3 月定例会閉会にあたりましてのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、3 月 2 日に開会いたしました令和 8 年第 2 回辰野町議会定例会を閉会といたします。16 日間の長丁場大変にご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

3 月 17 日 午後 4 時 29 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 原梢の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 2 番

署名議員 3 番